

○八王子市社会福祉審議会条例施行規則

平成27年1月20日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市社会福祉審議会条例（平成26年八王子市条例第30号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）、専門分科会及び部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議会等の委員の定数)

第2条 審議会の委員（臨時委員を除く。）の定数は、60人以内とする。

2 専門分科会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉専門分科会 10人以内
- (2) 民生委員審査専門分科会 10人以内
- (3) 高齢者福祉専門分科会 15人以内
- (4) 障害者福祉専門分科会 5人以内
- (5) 児童福祉専門分科会 20人以内

(守秘義務)

第3条 審議会、専門分科会及び部会（以下「審議会等」という。）の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の公開等)

第4条 審議会等の会議は公開とする。ただし、審議会等が公開することが適当でないと思われるときは、この限りでない。

(会議の通知)

第5条 審議会等の会長は、審議会等の会議を招集しようとするときは、会議の開催日時及び場所並びに会議に付議する案件を、あらかじめ委員及び当該案件に関係する臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

(委員の除斥)

第6条 審議会等の委員は、自己又は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その決議に参加することができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

2 次の各号に掲げる専門分科会の庶務は、それぞれ当該各号に掲げる課において処理する。

- (1) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉政策課
- (2) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉政策課
- (3) 高齢者福祉専門分科会 福祉部高齢者いきいき課
- (4) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害者福祉課
- (5) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子どものしあわせ課  
(諮問事項の答申)

第8条 条例第2条の諮問事項については、審議会の会長は、文書をもって答申しなければならない。

(公印)

第9条 審議会の公印の名称、書体、ひな型等は、別表のとおりとし、福祉部福祉政策課長がこれを管守する。

(準用)

第10条 前条に定めるもののほか、文書の処理、編さん及び保存並びに公印の取扱い及び保管については、八王子市の関係規定を準用する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会等の運営について必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

名称	書体	寸法	使用区分	ひな型
八王子市社会福祉 審議会会長	てん書	方24ミリメートル	一般公文書用	八王子市 社会福祉 審議会会長